

第102回東京都北区都市計画審議会 配付資料一覧

1. 進行に関する資料

第102回東京都北区都市計画審議会 次第

2. 第266号議案

「正副会長の選出について」

資料 1

3. 第267号議案

「東京都市計画公園の変更について（神谷公園）」（北区決定）

資料 2

第102回東京都北区都市計画審議会 次第

平成30年12月13日(木)
午前10時～
区役所第一庁舎 第二委員会室

- 1 開 会 横尾まちづくり部長
- 2 委員の紹介 横尾まちづくり部長
- 3 出席委員数報告 都市計画課
- 4 資料確認 都市計画課
- 5 会長の選出 横尾まちづくり部長

第266号議案「正副会長の選出について」

- 6 議 事 都市計画審議会会長

諮問事項

第267号議案「東京都市計画公園の変更について（神谷公園）」（北区決定）

- 7 閉 会 横尾まちづくり部長

第266号議案「正副会長の選出について」に関する資料

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 東京都北区都市計画審議会条例 | ・ ・ ・ ・ 1 |
| (2) 東京都北区都市計画審議会運営規則 | ・ ・ ・ ・ 2 |
| (3) 東京都北区都市計画審議会委員名簿 | ・ ・ ・ ・ 4 |

(設置等)

第一条 この条例は、都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条の二第一項の規定に基づき東京都北区都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置き、同条第三項の規定に基づき審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議して答申する。

- 一 本区が定める都市計画に関すること。
- 二 都市計画について区が提出する意見に関すること。
- 三 その他区長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が任命する委員をもつて組織する。

- 一 学識経験のある者 五人以内
 - 二 区議会の議員 六人以内
 - 三 区内団体代表 五人以内
 - 四 関係行政機関の職員 四人以内
- 2 前項第一号につき任命される委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第六条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成一二年三月二八日条例第三六号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

改正	昭和五二年 八月一五日規則第二八号	昭和五四年一二月一七日規則第二九号
	昭和五八年一〇月 一日規則第三三三号	昭和五九年 三月三十一日規則第一六号
	昭和六二年 一月三〇日規則第三号	平成 二年 三月三十一日規則第五号
	平成 七年 三月二二日規則第一四号	平成一〇年 三月三〇日規則第三三三号
	平成一二年 三月三十一日規則第四一四号	平成一七年 三月三十一日規則第五七号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区都市計画審議会条例（昭和五十一年東京都北区条例第四十七号）第七條の規定に基づき、東京都北区都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第二条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の三日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(欠席)

第三条 委員は、前項の規定による招集の通知を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(議席)

第四条 委員の議席は、あらかじめ会長が定める。

(議事日程)

第五条 会長は、議事の審議順序等を記載した議事日程を作成し、委員に配布するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。

(議事の順序)

第六条 議事は、次の順序により行うものとする。

- 一 議題の宣言
- 二 議案の説明
- 三 質疑応答
- 四 討論
- 五 採決

(委員等以外の者の出席)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び第十二條に規定する委員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は説明させることができる。

(発言の制止等)

第八条 会長は、議事の整理上必要があると認めるときは、発言を制止し、又は議事を中止することができる。

(退席)

第九条 委員は、開会中、退席しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議の公開)

第十条 審議会の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 傍聴人の定員は、会長が定める。

3 会長は、傍聴人が係員の指示に従わないとき、又は会場の秩序を乱したと認めるときは、退場を命じることができる。

(議事録)

第十一条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- 一 審議会の開催年月日
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事日程

四 審議の概要及び結果

五 その他審議会に関する事項

- 2 議事録は、これを公開する。ただし、発言者名等公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる部分は、この限りでない。
- 3 議事録には、会長及び会長が指名する委員が署名するものとする。
- 4 議事録は、これを公開する。

(臨時委員等)

第十二条 会長は、特別の事項を調査、審議させるため、必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 会長は、専門の事項を調査させるため、必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 3 臨時委員及び専門委員は、区長が委嘱する。

(臨時委員等の任期)

第十三条 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査、審議する期間とする。

- 2 専門委員の任期は、当該専門の事項を調査する期間とする。

(部会)

第十四条 会長は、諮問事項に関する調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもつて組織する。

- 3 部会に部会長を置き、会長が委員の中から指名する。

(庶務)

第十五条 審議会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

(雑則)

第十六条 この規則に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五二年八月一五日規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十二年八月一日から適用する。

付 則 (昭和五四年一二月一七日規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五八年一〇月一日規則第三三号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五九年三月三十一日規則第一六号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

付 則 (昭和六二年一月三〇日規則第三号)

この規則は、昭和六十二年二月一日から施行する。

付 則 (平成二年三月三十一日規則第五号抄)

- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

付 則 (平成七年三月二二日規則第一四号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。(後略)

付 則 (平成一〇年三月三〇日規則第三三号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則 (平成一二年三月三十一日規則第四一号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成一七年三月三十一日規則第五七号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

東京都北区都市計画審議会委員名簿

(平成30年11月5日現在)

第一号委員 (学識経験者)

埼玉大学大学院教授	久保田 尚
計画工房主宰	村 上 美奈子
千葉大学名誉教授	北 原 理 雄
元東京都建設局理事	吉 原 一 彦
東京都建築士事務所協会北支部長	木佐貫 正

第二号委員 (区議会議員)

北区議会議長	榎 本 はじめ
北区議会副議長	稲 垣 浩
北区議会企画総務委員会委員長	近 藤 光 則
北区議会企画総務委員会副委員長	名 取ひであき
北区議会建設委員会委員長	大 沢 たかし
北区議会建設委員会副委員長	本 田 正 則

第三号委員 (区内団体代表)

王子地区町会自治会連合会会長	薄 井 哲 夫
赤羽地区町会自治会連合会会長	小 川 孝
滝野川自治会連合会会長	尾 崎 眞 一
北区商店街連合会会長	尾 花 秀 雄
(社)北産業連合会会長	齊 藤 正 美

第四号委員 (関係行政機関)

王子警察署長	鶴 菌 利 弘
王子消防署長	市 川 博 三

事務局

北区 まちづくり部 都市計画課

第267号議案「東京都市計画公園の変更について（神谷公園）」
（北区決定）に関する資料

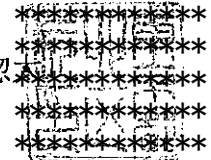
(1) 諮問文（写） 1
(2) 概要書 2
(3) 計画書 3
(4) 総括図 4
(5) 計画図 5
(6) 都市計画の案の理由書 6
(7) 都市計画の案に対する意見書の要旨と見解 7
(8) 東京都知事の協議結果通知書（写） 8
(9) 参考資料 9

(写)

30北ま都第2287号
平成30年11月15日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都北区長 花川 與惣太



東京都市計画公園の変更について（諮問）

印影は加工しています

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問する都市計画の種類及び名称
東京都市計画公園（神谷公園）

2. 答申の期限
平成30年12月20日（木）

3. その他
本件は、北区決定の案件である。



概要書

東京都市計画公園の変更について

1 都市計画の種類及び名称

東京都市計画公園 北第2・2・18号神谷公園

2 位 置

北区神谷二丁目地内

3 決定内容

【別紙】「計画書」、「総括図」、「計画図」のとおり

4 決定理由

【別紙】「都市計画の案の理由書」のとおり

5 意見要旨と見解

【別紙】「都市計画の案に対する意見書の要旨」のとおり

6 これまでの経過と今後の予定

平成30年	9月14日	東京都知事協議
	11月6日～11月20日	都市計画の案の公告・縦覧
	11月7日	都市計画の案の説明会
	12月13日	北区都市計画審議会
平成31年	1月下旬	都市計画の変更の告示

東京都市計画公園の変更（北区決定）

東京都市計画公園中第20号神谷公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	北第2・2・18号	神谷公園	北区神谷二丁目地内	約0.40ha	園路 広場等

「区域は計画図表示のとおり」

理由 都市計画公園の配置、利用を検討の結果、機能の向上と利用の増進を図るため、上記のとおり公園を変更する。

新旧対照表

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	街区公園	北第2・2・18号	神谷公園	北区神谷二丁目地内	約0.40ha	種別、名称、位置、区域及び面積の変更
旧	小公園	第20号		北区神谷町一丁目地内	約0.38ha	

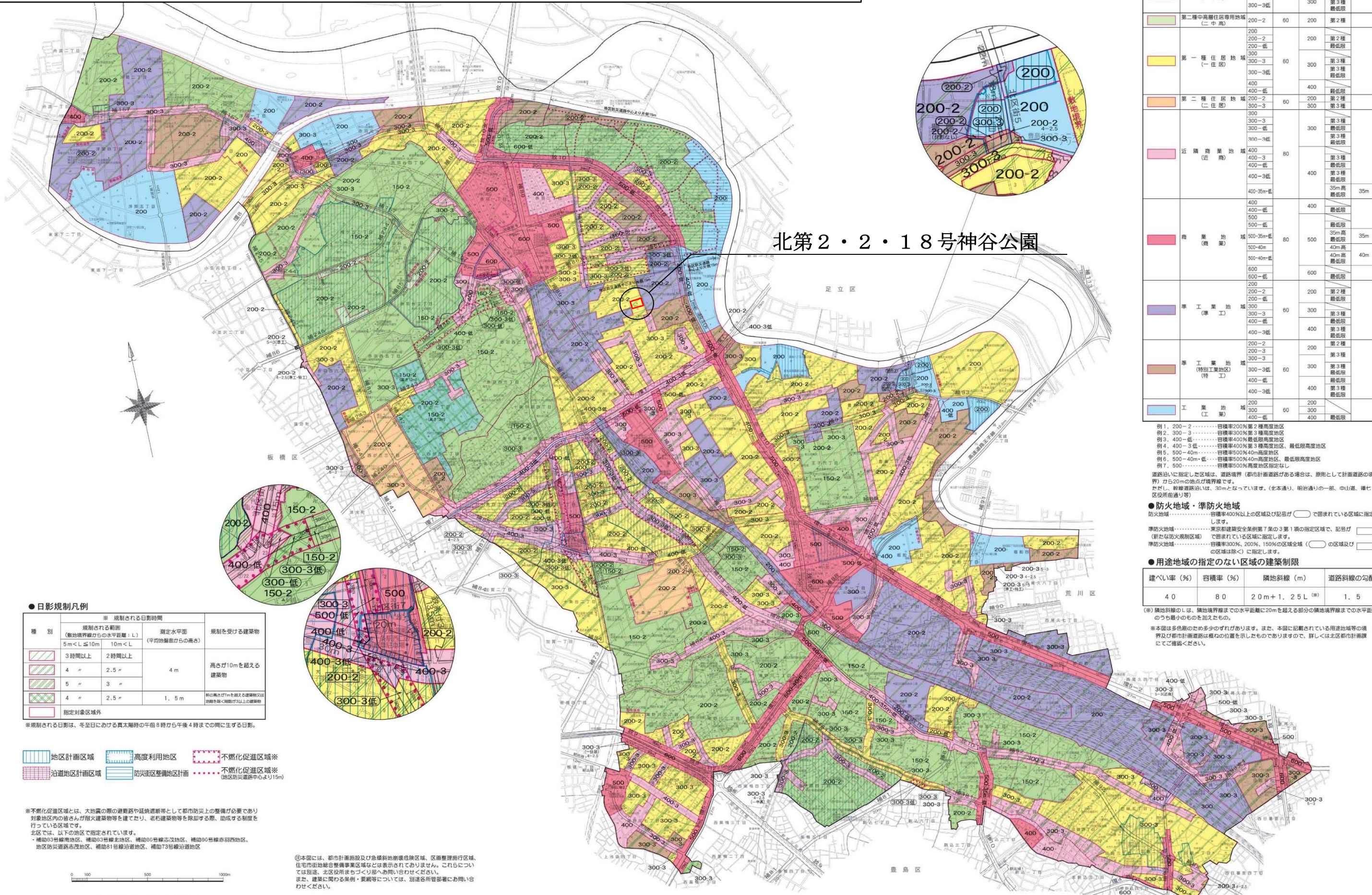
変更概要

名称	変更事項
北第2・2・18号 神谷公園	1 種別の変更 小公園 → 街区公園
	2 名称の変更 第20号神谷公園 → 北第2・2・18号神谷公園
	3 位置の変更 北区神谷町一丁目地内 → 北区神谷二丁目地内
	4 区域の変更 計画図表示のとおり
	5 面積の変更 約0.38ha → 約0.40ha

東京都市計画公園 北第2・2・18号神谷公園 総括図

[北区決定]

北区都市計画図



北第2・2・18号神谷公園

凡例

地 域 名	記 号	建ぺい率	容積率	高度地区	高さ制限
第二種低層住居専用地域 (二低層)	150-2	60	150	第2種	12m
第一種中高層住居専用地域 (一中高)	150-2	60	150	第2種	-
	200-2		300	第3種	
	300-3		300	第3種	
第二種中高層住居専用地域 (二中高)	200-2	60	200	第2種	-
第一種住居地域 (一住居)	200	60	200	第2種	-
	200-2		300	第3種	
	300-3		300	第3種	
	300-3低		400	第3種	
第二種住居地域 (二住居)	200-2	60	200	第2種	-
近隣商業地域 (近商)	300	80	300	第3種	-
	300-3		300	第3種	
	300-3低		400	第3種	
	400-3低		400	第3種	
商業地域 (商)	400	80	400	第3種	-
	400-低		400	第3種	
	500-30m低		500	第3種	
	500-40m		500	第3種	
準工業地域 (準工)	200-2	60	200	第2種	-
	200-低		300	第3種	
	300-3		300	第3種	
	400-3低		400	第3種	
準工業地域 (特別工業地区) (特工)	200-2	60	200	第2種	-
	200-3		300	第3種	
	300-3低		300	第3種	
	400-3低		400	第3種	
工業地域 (工業)	200	60	200	第2種	-
	300		300	第3種	
	400-低		400	第3種	

- 例1. 200-2容積率200%第2種高度地区
 - 例2. 300-3容積率300%第3種高度地区
 - 例3. 400-低容積率400%最低高度地区
 - 例4. 400-3低容積率400%第3種高度地区、最低限高度地区
 - 例5. 500-40m容積率500%40m高度地区
 - 例6. 500-40m-低容積率500%40m高度地区、最低限高度地区
 - 例7. 500容積率500%高度地区指定なし
- 道路沿いに指定した区域は、道路境界(都市計画道路がある場合は、原則として計画道路の境界)から20mの地点が境界線です。
ただし、新幹線沿いは、30mとなっています。(北本通り、明治通りの一部、中山道、横七区役所前通り等)
- 防火地域・準防火地域
防火地域.....容積率400%以上の区域及び記号○で囲まれている区域に指定します。
準防火地域.....東京都建築安全条例第7条の3第1項の指定区域で、記号□(新たな防火規制区域)で囲まれている区域に指定します。
準防火地域.....容積率300%、200%、150%の区域全域(○の区域及び□の区域を除く)に指定します。
- 用途地域の指定のない区域の建築制限
- | 建ぺい率 (%) | 容積率 (%) | 隣地斜線 (m) | 道路斜線の勾配 |
|----------|---------|---------------------------|---------|
| 40 | 80 | 2.0m+1.25L ^(※) | 1.5 |
- (※)隣地斜線のしは、隣地境界線までの水平距離に20mを超える部分の隣地境界線までの水平距離のうち最小のものを入れたもの。
- ※本図は多色版のため多少のずれがあります。また、本図に記載されている用途地域等の境界及び都市計画道路の位置を示したものであり、詳しくは北区都市計画課にてご確認ください。

日影規制凡例

種 別	※ 規制される日影時間		測定水平面 (平均地盤面からの高さ)	規制を受ける建築物
	規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離:L)	測定水平面 (平均地盤面からの高さ)		
3時間以上	2時間以上	4m	高さ10mを超える建築物	
4 "	2.5 "	4m	高さ10mを超える建築物	
5 "	3 "	1.5m	軒の高さが7mを超える建築物又は地盤を除く階高が3以上の建築物	
4 "	2.5 "	1.5m	軒の高さが7mを超える建築物又は地盤を除く階高が3以上の建築物	

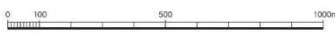
指定対象区域外

※規制される日影は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの間に生ずる日影。

- 地区計画区域
- 高度利用地区
- 不燃化促進区域※
- 沿道地区計画区域
- 防災街区整備地区計画
- 不燃化促進区域※ (地区防災道路中心より15m)

※不燃化促進区域とは、大地震の際の避難路や延焼遮断帯として都市防災上の整備が必要であり対象地区内の皆さんが耐火建築物等を建てたり、老朽建築物等を撤去する際、助成する制度を行っている区域です。
北区では、以下の地区で指定されています。
・補助03号線南地区、補助03号線北地区、補助06号線志茂地区、補助06号線赤羽西地区、地区防災道路志茂地区、補助81号線沿道地区、補助73号線沿道地区

④本図には、都市計画施設及び急傾斜地崩壊危険区域、区画整理施行区域、住宅市街地総合整備事業区域等とは表示されておりません。これらについては別途、北区役所まちづくり課へお問い合わせください。また、建築に関わる条例・要綱等については、別途各所管部署にお問い合わせください。

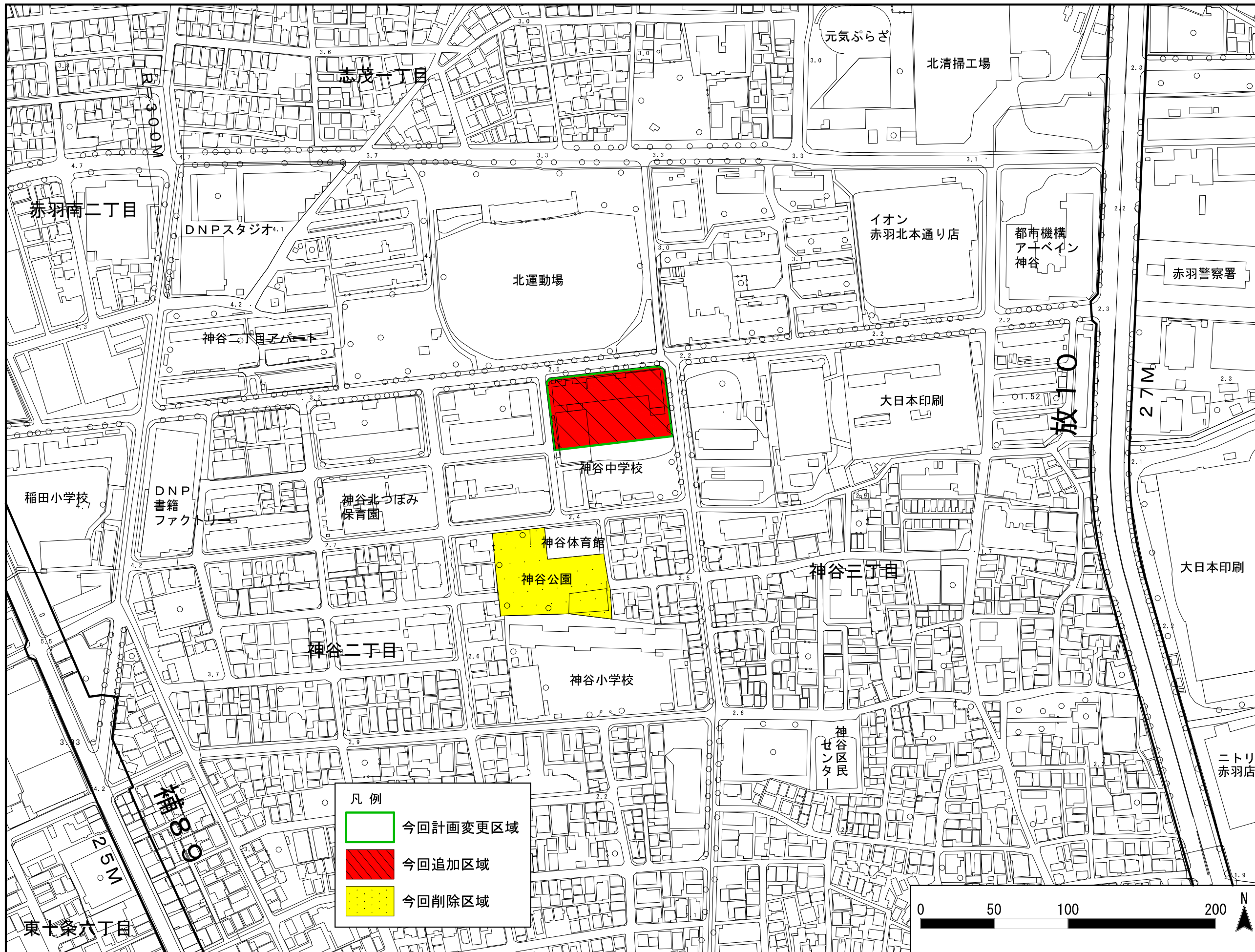


平成30年4月1日現在

東京都市計画公園計画図

北第二・二・一八号 神谷公園

縮尺 貳千五百分の一



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写を禁ず。
(承認番号)[30都市基街都第41号、平成30年5月22日]、(承認番号)[30都市基交著第34号、平成30年5月24日]、(承認番号)[30都市基交測第23号、平成30年5月24日]

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 北第2・2・18号 神谷公園

2 理由

北区都市計画マスタープラン2010（平成22年6月）においては、地域別のまちづくり方針として、赤羽東地域を「活気と潤いのあるまち「赤羽東」」として位置づけ、荒川緑地の環境を保全するとともに、工場や住宅団地の建替えなどにあわせて、公園・緑地の整備をすすめることとしている。さらに、当該地域に存在する北運動公園一帯、荒川河川敷・赤羽ゴルフ場一帯との円滑な避難ルートの確保などにより防災性を高めていくこととしている。

神谷公園は、土地区画整理事業により概ね都市基盤が整備された区域内に位置し、昭和13年に開園した公園で古くから地域に親しまれてきたが、施設の老朽化による更新時期を迎えている。周辺環境においては、住宅と商業、工場などが混在する複合市街地が形成されており、住環境や防災面などに問題を抱えている。今回、小中一貫校の建設を契機に形状や配置の変更を検討し、公園施設の更新、周辺道路から公園への接道状況の向上、建替え後における小中一貫校との一体的な運用などにより、公園の利便性や防災機能の向上を図るものである。

こうしたことから、赤羽東地域におけるまちづくり方針を推進するため、都市計画公園の永続性や機能性等を検討した結果、神谷二丁目地内における約0.4ヘクタールの区域について、神谷公園の種別、名称、位置、区域及び面積を変更する都市計画変更を行うものである。

都市計画の案に対する意見書の要旨と見解

下記に係る都市計画の案を、都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項において準用する法17条第1項の規定に基づき、平成30年11月7日から2週間公衆の縦覧に供したところ、法第21条第2項において準用する法17条第2項の規定により、同期間中に〇通（〇名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨及び北区の見解は次のとおりである。

都市計画の種類及び名称

東京都市計画公園 北第2・2・18号神谷公園の変更

意見書の要旨	北区の見解
I 賛成意見に関するもの 〇通（〇名）	当該意見書については、意見書提出期間が11月7日から11月20日のため、都市計画審議会当日に要旨を配布いたします。
II 反対意見に関するもの 〇通（〇名）	
III その他の意見 〇通（〇名）	



別記第2号様式 (第4条関係)

(写)

30都市政緑第338号

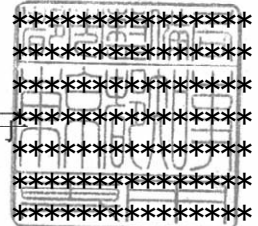
協議結果通知書

北区长
花川 與惣太 殿

平成30年9月14日付30北ま都第1969号で協議のあった東京都市計画公園の変更に
係る都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議については、都とし
て都市計画に関する意見はありません。

平成30年10月17日

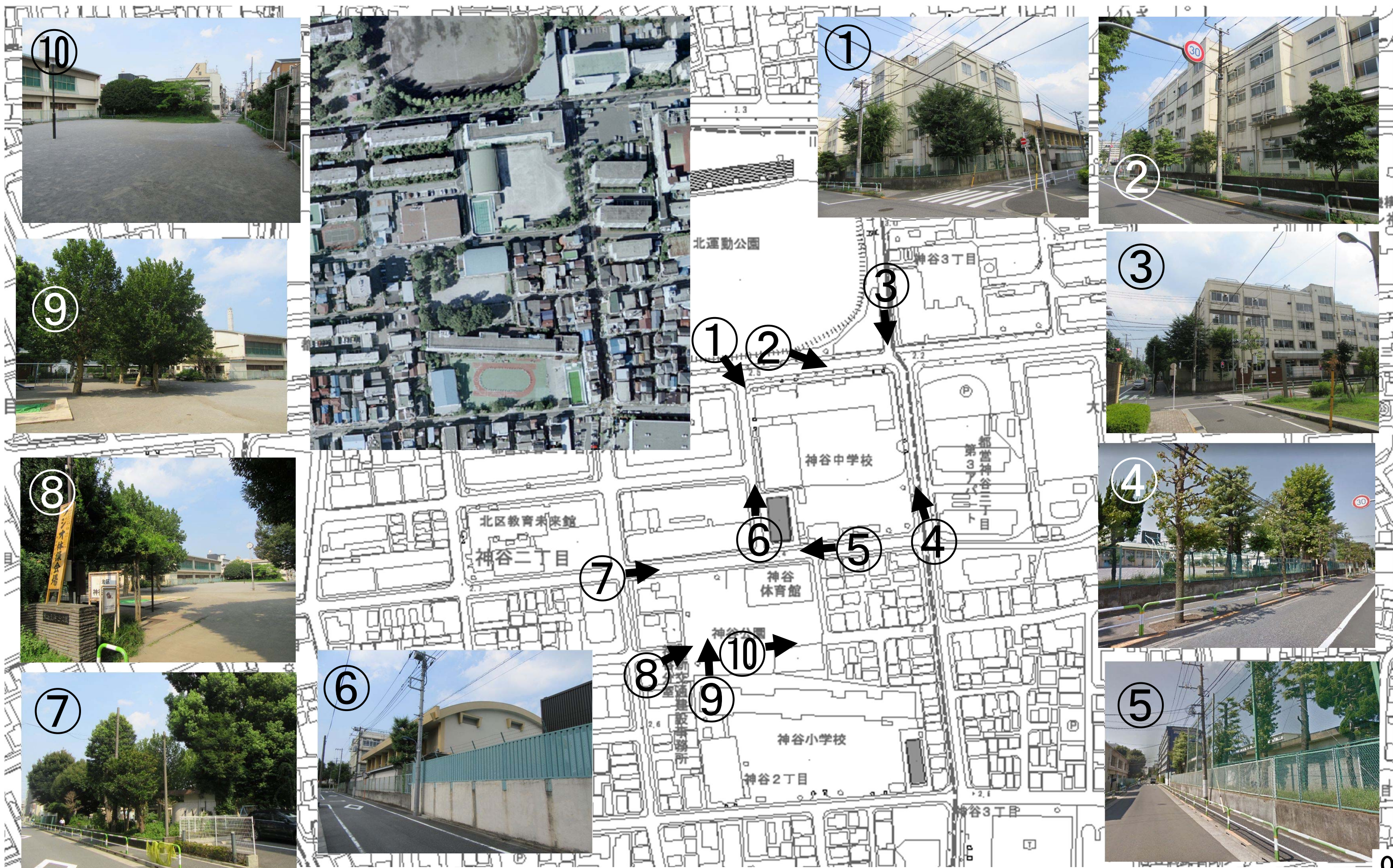
東京都知事 小池 百合子



印影は加工しています



現況写真



北区神谷中サブファミリー 施設一体型小中一貫校全体構想（H30.3）より抜粋

■ 第4章 施設整備 ■

施設一体型小中一貫校及び公園の配置

施設配置については、良好な教育環境の確保のもと、安全性の確保、十分な広さのグラウンドの確保、授業時間の確保、児童・生徒の負担軽減等及び公園機能の向上などを踏まえて、神谷小学校、神谷中学校、神谷公園、神谷体育館の敷地を活用して下図の施設配置とします。



敷地面積

① 新たな施設一体型小中一貫校

現神谷小学校、神谷公園、神谷体育館敷地及び現神谷中学校敷地の一部
約 16,000 m²

- ・ 北側敷地（神谷二丁目 46-13） 約 3,400 m²
- ・ 南側敷地（神谷二丁目 30-5、33-6） 約 12,600 m²

② 新たな都市計画公園 約 4,000 m²

※ 新たな敷地面積は、敷地測量及び現神谷公園の移設手続き完了後に分筆、確定します。

第 267 号議案

都市計画の案に対する意見書の要旨と見解

東京都市計画公園 神谷公園の変更に係る都市計画の案を、都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項において準用する法 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 1 月 7 日から同月 20 日までの 2 週間公衆の縦覧に供したところ、法第 21 条第 2 項において準用する法 17 条第 2 項の規定により、同期間中に 5 通（5 名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨及び北区の見解は次のとおりである。

都市計画の種類及び名称

東京都市計画公園 北第 2・2・18 号神谷公園の変更

意見書の要旨	北区の見解
I 賛成意見に関するもの （なし）	
II 反対意見に関するもの 4 通（4 名） 1 公園の機能に関すること （1） 神谷公園は住宅密集地の中の貴重な地域の交流の場、憩いの緑地空間、子どもの遊び場である。公園の移設により当該地からなくなれば、幼児・児童・高齢者等の近隣住民が公園を利用できなくなってしまう。新たな場所では住宅密集地から外れ、憩いの場として機能しない。 （2） 神谷公園は住宅密集地の中の災害時の避難場所、火災時の延焼防止の緑地帯等の防災上の重要な役割を担っている。当該公園が住宅密集地からなくなることによって、住宅密集地域の防災機能が著しく低下し、現在の位置の周辺環境や防災性が悪化する効果が大きくなる。また、位置の変更による環境悪化が環境向上を上回る住民が増加するため、本件変更は不適切である。	1 公園の機能に関すること 今回、小中一貫校の建設を契機に公園の面積増及び形状や配置の変更を検討するとともに、昭和 13 年に開園した、老朽化している公園施設の更新と合わせ、三方を地区内幹線道路や生活道路に面する接道状況の向上により、地域のみなさまに安全かつ快適にご利用していただきたいと考えております。また、災害時の小中一貫校との一体的な運用などにより、公園の防災機能の向上、さらには学校が避難所であり、緑化を伴うオープンスペース確保や校舎が耐火建築物であることから防災性の向上が図られるものと考えております。 慰霊碑は、小中一貫校の敷地内となる現在の位置に、引き続き存置してまいります。

意見書の要旨	北区の見解
<p>(3) 公園をつぶして学校にすることは反対である。地区の方がよく利用している。昭和20年頃からの大木が人々の心をいやしており、昔の人の戦争の慰霊碑も設置されている。他と違う歴史ある神谷公園の保存と継続を行ってほしい。</p>	
<p>2 公園の配置に関すること</p> <p>(1) 神谷公園の移設計画案は、公園緑地等へ区のどこからでも歩いて5分程度(半径250m)で行けるよう、公園等の配置を考慮した整備を目指すという北区の公園整備の考え方の趣旨に反する。公園の移設に伴い、公園を利用できない住民が多数いる。北区は神谷公園から半径250mの範囲の住民の数の変化すら把握していない。</p> <p>(2) 町会に1つは公園を計画してほしい。</p>	<p>2 公園の配置に関すること</p> <p>北区では、1人あたり5㎡の公園整備を推進しており、今回は面積増により、充実が図られております。また、都市計画運用指針では、徒歩圏域内に居住する者の利用を目的とする地区公園の誘致距離は1kmとされており、変更による公園の移動距離は、直線で約120mに留まっております。住民数につきましては調査いたします。</p> <p>引き続き、公園等のオープンスペースの整備・充実を図るため、区のどこからでも歩いて5分程度で行けるよう、公園の適正な配置に考慮した整備をめざすとともに、今後とも、工場跡地や国公有地跡地などの土地利用転換に合わせて、公園不足地域を中心に公園や児童遊園の整備・拡張などに努めてまいります。</p>
<p>3 住民意見の反映に関すること</p> <p>今回の公園移設計画は、「小中一貫校の学校用地の確保のみ」の狭い観点から計画されており、近隣住民の声が全く反映されていない。公園や学校用地の位置等については、まちづくりの観点から、近隣地域の特性を総合的に検討し、近隣住民の意見を聞いて合意形成を図りながら、計画を進めるべきである。</p>	<p>3 住民意見の反映に関すること</p> <p>北区では、今回の小中一貫校の建設を契機とした施設配置などにつきまして、平成29年2月に策定した「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」を踏まえ、学識経験者及び町会・自治会、青少年地区委員会、PTA、学校の関係者、区職員をメンバーとする「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」での協議を行い、平成30年3月に「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想」を策定しました。</p> <p>今後においても区民の皆様方のご協力を得ながら、まちづくりを進めてまいります。</p>

意見書の要旨	北区の見解
<p>Ⅲ その他の意見 3通（3名）</p> <p>1 公園及び周辺の計画・整備・運用に関すること</p> <p>(1) 神谷公園の位置を変更する場合には、小中一貫校敷地及び隣接区域において、現在の神谷公園以上の緑化を行うとともに街路整備を行う必要がある。また、神谷地区全体においても積極的に緑化や街路整備を行うべきである。公園の位置の変更に伴い、現在の隣接・周辺区域の環境の質が低下することは都市計画法の趣旨に反する。また、小中一貫校の建設予定と合わせて、住民や生徒の安全確保、通行環境の向上の観点からも街路整備を一体で行う必要がある。</p> <p>(2) 公園と学校改築の一体性が伝わってこない。小中一貫校とあわせて検討すること。学校改築と公園移設は一体化していることから、担当課間で適切に連携を取り、公園移設に反対意見が出ていることを小中一貫校の関係者に伝えること。</p> <p>(3) 神谷公園の位置を変更する場合には、隣接する小中一貫校との一体的な運用や相互活用は、防災をはじめ住民の健康、文化的な生活の増進に大いに資するものであるため、積極的に推進すべきである。それらを着実に推進するため、行政機関内の所掌の枠を超えた取組を積極的に行うべきである。</p> <p>(4) 防災面では、接道部が三方向の全面に面しており機能が向上するとしているが、現位置での延焼遮断機能やいっとき集合場所としての機能は完全に代替できない。教育委員会と連携を図り防災性の維持向上に努めていただきたい。小中一貫校新築設計検討会で示された計画案では、防災備蓄倉庫等は北側校舎へ集約し、公園と一体となった防災拠点として機能とあるが、南側校舎においても校庭に防災資機材倉庫等を設置し、神谷二丁目中町会等の自主防災組織が容易に活用できるようにすべきである。</p>	<p>1 公園及び周辺の計画・整備・運用に関すること</p> <p>本意見は、施設整備や運用に関するご意見ですので、小中一貫校の建設を契機とした周辺環境の向上に向け、庁内の連携を密に歩行者空間の確保、公開空地の整備、緑化の充実を図るとともに、防災面をはじめとする一体的な運用や相互利用を図るよう十分意を用いてまいります。</p>

意見書の要旨	北区の見解
<p>2 都市計画審議会での議論に関すること</p> <p>小中一貫校の開設には、まとまった面積の形の整った敷地が必要となること、地域住民の方々から概ね期待が持たれていること、公園の移設により、老朽化した施設を一新できることなどから、一応の評価をすることができる。ただし、都市計画審議会では丁寧な議論を深めていただきたい。</p>	<p>2 都市計画審議会での議論に関すること</p> <p>小中一貫校の建設を契機とした周辺環境の向上に向け、施設整備に取り組んでまいります。いただいたご意見につきましては、要旨として都市計画審議会資料とし、議論いただきます。</p>
<p>3 新たな公園不足区域への対応に関すること</p> <p>北区では、公園緑地へ区のどこからでも歩いて5分程度（半径250m）で行けるよう、公園等の配置を考慮した整備を目指しているが、神谷公園の移設に伴い、公園等が存在しない地域が新たに生じることになる。日常の憩いの空間、みどりのある景観や環境の確保、地域コミュニティの向上などの観点から望ましいことではない。神谷二・三丁目、東十条五・六丁目の区域でさらに公園等を設置できるよう検討していただきたい。</p>	<p>3 新たな公園不足区域への対応に関すること</p> <p>今回の変更により、新たに半径250mの範囲外となるのは、神谷二・三丁目の一部区域ですが、引き続き工場跡地や国公有地跡地などの土地利用転換に合わせて、公園不足地域を中心に公園や児童遊園の整備・拡張などに努めてまいります。</p>

第 267 号議案

神谷公園 都市計画（案）説明会での質疑応答要旨（参考）

平成30年11月7日（水）19:00～20:45

神谷ふれあい館 第1ホール 参加者 13名

都市計画の種類及び名称

東京都市計画公園 北第2・2・18号神谷公園の変更

質 疑 の 要 旨	北 区 の 回 答 要 旨
都市計画手続きについて	
都市計画審議会で答申されなかった場合、新校舎開設校に影響が出るか。	法的には再度ご審議いただくことになるが、答申を得られるよう、十分な調整を図りたい。
変更への都市計画法上の意見は11月20日まで、公園整備の意見については平成34年度以降のワークショップでという理解でよいか。	意見書は、法的に受理できるのが11月20日までなので、期間内に意見書を提出頂きたい。公園に関する具体的な検討は、平成34年度から始まる予定である。
本日の質疑は記録に残すのか、その記録は都市計画審議会に提出されるのか。	説明会の状況、質疑の要旨については都市計画審議会に報告し、頂いた意見書、区の見解を示した資料によりご審議頂く。
都市計画について（地域地区）	
現神谷公園の都市計画法上の用途地域等は何か、建物への制限内容はあるのか。また、変更になるのか。	現神谷公園の用途地域は第一種住居地域等であり、変更はない。公園内に想定される建物への影響はないと考えている。
都市計画変更案について（配置・形状）	
公園から半径250m圏内の人口、都市計画変更によるその人口推移予測をしているか。 他の公園緑地も含めて、都市計画変更によって250m圏内に該当しない箇所が生じるか。	神谷公園利用圏内の人数変化については、把握していない。 公園の位置が北側に移動する事で、今回新たに250m圏外の地域が生じる。

質 疑 の 要 旨	北 区 の 回 答 要 旨
<p>新神谷公園及びそれ以外の部分の縦横の長さは、それぞれ何メートルか。</p>	<p>公園は、東西方向は北側約75m、南側約81m、南北方向は東側約45m、西側約46m。 公園以外の学校敷地は、南北方向は約40m、東西方向は約76mとなっている。</p>
<p>都市計画変更案について（案の理由）</p>	
<p>北区としては、荒川河川敷も含めて一体的に、防災性や生活環境の向上を図る一環として計画変更するという理解でよいか。</p>	<p>緑を確保しながら、地域の利便性、防災性を向上して行くという目的の中で計画変更をしているので、荒川河川敷あるいは北運動場一体の避難場所を踏まえながら利便性・防災性の機能向上を図るためと考えている。</p>
<p>住環境面や防災面などから考えた、都市計画変更によるメリットデメリットは。</p>	<p>現神谷公園は昭和13年に開園した歴史ある公園ではあるが、施設が老朽化している。また、防災性の面からは、避難場所として利用される公園として、避難所となる学校、北運動場との連携、広い公園北側道路と輸送面の連携が図れる事で、平常時あるいは災害時のアクセス性が向上する。</p> <p>住環境の面からは、今回の公園移設・小中一貫校の建設に伴い、緑確保の観点から現状よりも緑の量を増やす事で環境を良くして行けると考えている。</p> <p>整備内容は、皆様の意見を聞きながら魅力ある公園を造って行く事で、機能向上を図るものである。</p> <p>以上を踏まえ、利便性・防災性が向上すると考える。</p> <p>一方で、公園を北側に移設する事で、公園が不足する地域ができるため、既存の児童遊園の拡張、土地利用転換の機会を捉えた新たな公園の整備、そういった形で公園の適正配置に努めて行く。</p>
<p>火災発生時の避難場所として考えると、新しい位置よりも今の位置の方が、防災性が高いと考える事もできる。 防災性が今の位置よりもはるかに向上するとはなかなか言い難い。もう少し補強する材料を住民と共に、都市計画審議会でも提示して頂きたい。</p>	<p>今後の防災上の公園利用については、小中一貫校との連携もあり、地域にとって機能向上につながる利用とは何か、頂いたご意見を踏まえつつ調整して行きたい。</p>

質 疑 の 要 旨	北 区 の 回 答 要 旨
新神谷公園の設計・整備について	
<p>児童から高齢者まで、幅広い層が身体を動かす目的で利用し運動場に近い現神谷公園のイメージは、引き継がれるのか。思い入れや趣旨は、公園の整備に盛り込まれるのか。</p>	<p>新神谷公園の整備は、今後土木部にて進めて行く。 スケジュールは、今年度都市計画変更手続き、平成31年度公園内解体工事、34～35年度学校の設計・工事を予定のため、34年度に改めて公園のワークショップ等を実施し整備内容を決めて行く。趣旨は所管部署へ申し伝える。</p>
<p>公園の整備内容は、小中一貫校の整備と連動して行くのか。現時点で何かプランはあるのか。</p>	<p>学校関係は今年度設計、公園関係は平成34年度なので現時点で具体的なプランはないが、学校の整備内容を踏まえ公園整備をすることで連動を図る。</p>
<p>新神谷公園の北側に北運動場、さらに北側に志茂町公園と、通りに公園が3つ続くが、その状況に関する連動性を何か考えているか。</p>	<p>3つの公園がそれぞれ特色ある公園として整備されると良いので、今後の公園整備のワークショップで多くのご意見を頂きたい。</p>
<p>現神谷公園以上に新神谷公園は緑が増えるのか。公園内の施設計画、緑化計画はどうなるのか。</p>	<p>平成34年度実施のワークショップにて、皆さんの意見を聞き整備内容をまとめて行く予定である。</p>
<p>ワークショップは公園も行うのか。構成員はどう考えているのか。ワークショップの後、あるいは後半に並行して設計業者が入って行くのか。公園の整備内容に関するワークショップは、どの担当部局なのか。</p>	<p>ワークショップは行う予定だが、構成員は未定。並行して設計業者が入って行くと考えている。具体的にはその時期に説明させていただきたい。担当は土木部で、公園の整備、管理をしている部署になる。本日の意見は申し伝える。</p>
<p>説明会の場を今後定期的に設けるのか。 説明会は平成34年度のワークショップ実施より前にあるのか。</p>	<p>公園の整備関係については、平成34年度のワークショップにて進めて行くこととなる。 これまで区内の公園のワークショップは、数回に分けて実施し、ワークショップ通信やホームページ等で周知しながら進めている。 現段階で、定期的には考えていないが、早い段階からの説明会開催の要望は、所管部に申し伝える。</p>
<p>現神谷公園には慰霊碑があり、地元の人にとっては非常に大事な場所だが扱いはどうなるのか。</p>	<p>慰霊碑については、今の位置で学校敷地の一部として残る予定である。</p>

質 疑 の 要 旨	北 区 の 回 答 要 旨
その他の意見	
<p>一貫校の元々の部分から住民を交えての意見を聞いて欲しい。全体としてのその視点が欠けていると思う。今ある地域、住宅地の中に公園がある意義は非常に大きいと思うので、重要視して頂きたい。</p>	<p>本説明会は都市計画公園についてのみで行っている。トータルとしての視点がないというご意見については、今後のまちづくり等の活動において、貴重なご意見として賜り、活かせるよう取り組みを進めて行きたい。</p>
<p>公園の近隣の方達で都市計画変更の事を把握している人は少ない。行政のやり方は、多くの人が自分の考えを持ってそこに集まれるという余裕がない。</p> <p>自分の思いを伝える、訴える場がないので、不完全燃焼のような気持ちが残る。もう少し、住民の声を汲み上げる機会があったら良かったと思った。</p>	<p>今後の公園整備については、平成34年度に地域の皆さんの声を聞きながら、レイアウト、公園施設のしつらえを検討して行きたいと考えているので、是非その際にはご参加頂いて良いアイデアたくさん頂きたい。</p>
<p>小中学校と公園の計画について地域住民はセットで考えおり平成34年度に公園の話では手遅れである。名前や形式は何でも良いので、小中学校のところに公園を合わせて話せる場があると良い。80年ぶりに新しいものをつくるという一大事業なので、初の試みとして思い切った連携をとって欲しい。</p>	<p>学校と公園は接するので、今のうちから考えた方が良いというのはご指摘の通りで、平成34年度を待たずに少しでも具体化できる事があれば、工夫をして行くよう所管課へ申し伝える。そういう機会があればご協力頂きたい。</p>
<p>都市計画変更により250m圏域から外れるのは、神谷の南の方や中央部の人達だが、そこには団地がないので、建替の機会を捉えてというのは難しい。</p> <p>児童遊園の拡張といっても、住宅が密集しているのでこれもまた難しい。適地を見つけて児童遊園を増やして行くのは神谷の街は難しいと思う。</p>	<p>公園については、今後、児童遊園の拡張、工場、大規模団地の建替等の土地利用転換の機会を捉えてスペースを確保して行きたいと考えている。</p>
<p>防災的な観点からも一番大きな視점에立っているのは都市計画課だと思うので、率先して情報の共有、あるいは先行している学校のワークショップから情報を引き継いで欲しい。つながりを持った取り組みと、住民への説明を含めた対応をお願いします。</p>	<p>ご指摘の通り引き継ぐことは大事な事と考えるので、お考えは所管に伝えながら共有していきたい。</p>
<p>小中一貫校の地域代表として出席している立場として、地域の皆さん方へ配慮をした立派なワークショップの中で議論していると思う。距離的には離れるが公園としては現神谷公園の代替え</p>	<p>ご意見としてうけたまわる。</p>

質 疑 の 要 旨	北 区 の 回 答 要 旨
<p>であり、住宅地の中に公園があるという考え方でいいと思う。</p>	
<p>北区の景観計画では、景観軸として北運動場、志茂町公園の界限が設定されていたかと思うので、緑の骨格として設けるというのであれば、それも一つ強化材料になるのではないか。</p>	
<p>情報提供の状況が町会によって濃淡があるようなので、住民の皆さんにきちんと届くよう尽力願う。</p>	
<p>小中一貫校の校庭は防災性という面では使える所になるので、現神谷公園がなくなったから即座に極端に危険になるという事はないと思う。</p>	
<p>防災性の面、緑、景観を含めて一体で、学校と公園の防災上の運用は、位置的にも内容的にも関連性を持っていると思う。震災時の一体運用を想定して、今先行している学校の計画と都市計画、土木を含めて管轄や所属を飛び越えた取組をお願いします。</p>	
<p>住宅地の中に公園がある重要性を考慮すると、住宅地の中から離して、公園に公園をくつつけるような形での位置の変更は、公園本来の意義に反するのではないか。区として目指すべき方向性に対して数字の検証をしていないのは検討が甘いのでは。</p>	
<p>近隣住民がラジオ体操等で普段利用しているが利用できなくなるのは大きなデメリットである。</p>	

施設一体型小中一貫校

『新築基本設計ワークショップ』

第4回目は11月27日(火)に神谷ふれあい館にて開催しました。



第4回「新築基本設計ワークショップ」の概要

検討事項① 整備コンセプトを考えよう！！

新築計画を進めるにあたり「整備コンセプト」を検討しました。

前回のグループワークの中でいただいた意見を基に4つの整備コンセプトを提案し、どの整備コンセプトが相応しいか意見を出し合いました。

＜提案した4つの整備コンセプト＞

- ・まちを彩る「学びのランドマーク」
- ・地域(まち)に響く「緑の和」
- ・ともに学び、ぬくもり溢れる学校
- ・多彩な創造の和が奏でる未来の杜

発表時には各班から4つの整備コンセプトを基に新たなコンセプト案がそれぞれ提案されました。

検討委員、傍聴された方々、事務局の全員で多数決を行うことになり、1番多くの票を集めた下記のコンセプトが、整備コンセプトとして選ばれました。

＜各班から提案された整備コンセプト＞

- ①地域とともにぬくもり溢れる学舎
- ②都の北を彩るぬくもり溢れる学舎
- ③緑あふれる「学びの和」

整備コンセプト

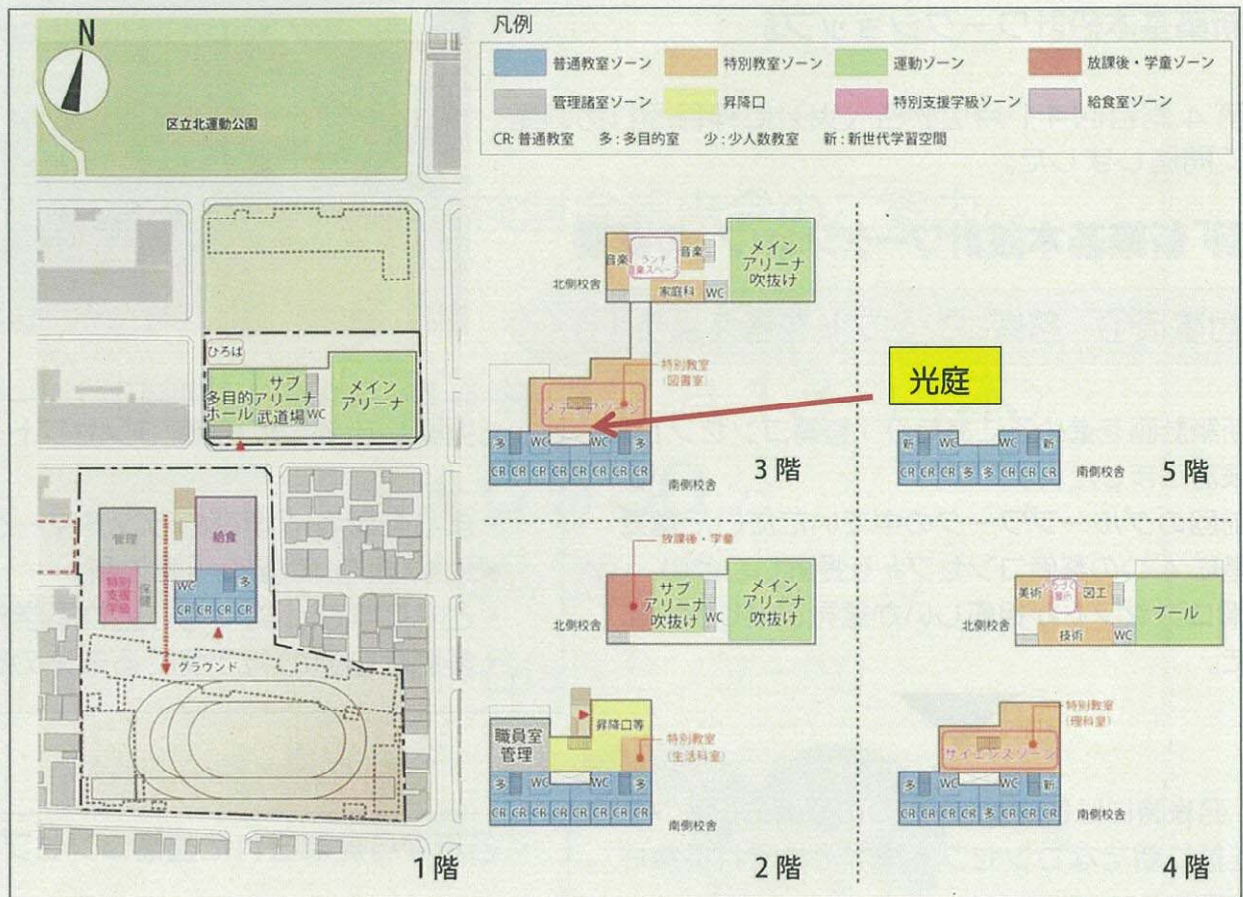
ま ち

都の北を彩るぬくもり溢れる学舎



検討事項② 施設の配置を考えよう！！

前回のワークショップでいただいた「吹き抜けや光を取り込んで明るい空間にしたい」、「グラウンドに抜ける通路は明るい場所にしたい」という意見をもとに「光庭」を設けた新たな配置案を作成しました。その上で、さらに「良いところ」、「気になるところ」を模型を用いて、3班に分かれて検討し、発表しました。



<主な意見>

<学習環境>

- ・少人数教室は引戸で廊下と一体で使用できると良い。
- ・南校舎低層部屋上はテラスや屋上庭園として利用できると良い。
- ・オープンスペースに面する教室の出入口は、児童、生徒の落ち着きを図る為、オープンタイプでなく、前後の出入口としてほしい。

<動線計画>

- ・1階普通教室は雨天時に濡れずに出入口まで向かえると良い。

<近隣配慮・防災>

- ・災害時に全教室の児童、生徒が体育館に向かうまでには時間を要するのでグラウンドにも円滑に避難できるようにしてほしい。

<北側校舎と隣接する公園との関係>

- ・北側校舎は公園側からもアクセスできると良い。
- ・学童の遊び場として公園も使用できるようにしたい。
- ・公園と一体に感じられるような北側校舎を計画してほしい。
- ・運動会や音楽の練習に公園を使えると良い。



意見を出し合いました



各班発表しました

検討委員の皆様のご協力により、施設配置案及び整備コンセプトがまとまりましたので本ワークショップは第4回をもちまして終了いたします。

引き続き、アンケートや検討会でいただいたご意見を参考にしながら、施設一体型小中一貫校の新校舎について検討を深めてまいります。

～引き続き検討していくこと～

- 学校の正門については、今後の外観、外構計画の中で立派な顔が創るよう検討。
- 教材庫、教材スペースの確保については、廊下、オープンスペースの作り方の工夫で要望を実現できるよう検討。
- メディアセンターと北側校舎に向かう動線については、間仕切や家具配置を工夫し、動線が交錯しないよう検討。
- プールの深さを調整できるよう可動床とし、可動屋根を設置することを検討。また、通年で広場として利用可能な構造にすることも併せて検討。
- 神谷公園の記憶が残るよう、自然豊かで神谷公園の記憶の残る外構計画となるよう工夫。
- 避難を考慮し、昇降口は人数に対応した昇降口を検討。
- メインアリーナを十分大きな計画とし、地域開放・学校授業の相互の利用が行えるよう運用の観点からメインアリーナ、サブアリーナは別々で設けることを検討。



報告会のお知らせ

このたび、検討会で施設配置案と整備コンセプトとがまとまりましたので、地域の皆様にご報告させていただく会を以下のとおり開催いたします。

ご多用中の折とは思いますが、ぜひご来場いただきますようよろしくお願いいたします。

～新築基本設計検討会報告会のご案内～

日時 平成30年12月13日(木)

午後6時30分

場所 神谷ふれあい館 第一ホール

(神谷区民センター内)



過去のワークショップの資料等については、以下の北区ホームページで紹介しています。

●北区ホームページ「施設一体型小中一貫校の改築」

ホーム>子育て・教育>小・中学校>学校の改築・改修

>施設一体型小中一貫校新築基本設計ワークショップ

～問い合わせ先～

教育振興部 学校改築施設管理課

電話 3908-9277

FAX 3910-6885

